粗大ごみ対象品目　手数料表

■ よく出される品目の手数料表は下記のとおりです。

下記にない品目は、市のホームページでご確認いただくか、
粗大ごみ受付センター（☎03-5715-1212）にお問い合わせください。

AIチャットボット

この表にない
粗大ごみの手数料を
案内するよ

電気・ガス・石油器具

品　目	手数料	インターネット申込可
アンテナ（チューナーを除く）	200円	○
オーディオ機器 （単体のもの。カラオケ演奏装置及びスピーカーを除く）	200円	○
ステレオミニコンポーネントセット （幅が50cm以下のもの）	200円	○
ステレオミニコンポーネントセット （幅が50cmを超え90cm以下のもの）	400円	○
ビデオデッキ・DVDデッキ	200円	○
ラジオカセットレコーダー	200円	○
加湿器	200円	○
空気清浄機 （フロンガス・代替フロンガス含有のものを除く）	200円	○
炊飯器	200円	○
ホットプレート	200円	○
照明器具（シャンデリアを除く）	200円	○
除湿器 （フロンガス・代替フロンガス含有のものを除く）	200円	○
扇風機	200円	○
掃除機	200円	○
ストーブ	200円	○
ファンヒーター	200円	○
ガステーブル・ガスコンロ	200円	○
電子レンジ	400円	○
ミシン（卓上型のもの）	400円	○

家具・寝具

品　目	手数料	インターネット申込可
いす（ソファー等を除く）	200円	○
座いす（1人用のもの。回転式を除く）	200円	○
ソファー（1人用のもの）	400円	○
ソファー（2人用のもの）	800円	○
ソファー（3人用以上のもの）	1,200円	○
鏡台・ドレッサー・三面鏡 （高さが90cm以下のもの。いすを除く）	200円	○
カーペット・じゅうたん （広さが2畳を超え6畳以下のもの。ウッドカーペット等を除く）	400円	○
アコーディオンカーテン	200円	×
ブラインド	200円	×
机（両袖机及びいすを除く）	600円	○
テーブル・座卓（最大辺が90cm以下のもの）	200円	○
テーブル・座卓 （最大辺が90cmを超え180cm以下のもの）	400円	○
テーブル・座卓（最大辺が180cmを超えるもの）	600円	×
たんす・チェスト（3辺の和が195cm以下のもの）	200円	○
たんす・チェスト （3辺の和が195cmを超え240cm以下のもの）	400円	○
たんす・チェスト （3辺の和が240cmを超え330cm以下のもの）	600円	○
たんす・チェスト（3辺の和が330cmを超えるもの）	1,000円	×
布団（敷布団・掛布団1枚につき）	200円	○
マットレス（布団用）	200円	○
シングルベッド（ベッドマットを除く）	600円	○
パイプベッド（ベッドマットを除く）	600円	○
セミダブルベッド（ベッドマットを除く）	600円	○
ダブルベッド（ベッドマットを除く）	1,000円	○
ベッドマット（シングル・セミダブル用）	400円	○
ベッドマット（ダブル用）	600円	○
脚付マットレス（シングル・セミダブル用）	1,000円	○

事務機器

品　目	手数料	インターネット申込可
コピー機（高さが60cm以下のもの）	400円	×
シュレッダー（高さが60cm以下のもの）	200円	○
スキャナ（最大辺が60cm以下のもの）	200円	○
ファクシミリ付電話	200円	○
ファクシミリ（重さが10kg以下のもの）	200円	○
プリンター（重さが10kg以下のもの）	200円	○

趣味・スポーツ・レジャー用品

品　目	手数料	インターネット申込可
額縁・キャンバス	200円	○
ギター（ケースを含む）	200円	○
楽器用スピーカー	400円	○
クーラーボックス	200円	○
スキー用品（単品のもの）	200円	○

子供・乳児用品

品　目	手数料	インターネット申込可
一輪車	200円	○
三輪車	200円	○
チャイルドシート	200円	○
ベビーカー	200円	○
ベビーバス	200円	○
ベビーベッド（ベッドマットを除く）	400円	○
ベビーラック	200円	○
ベッドマット	200円	○

その他

品　目	手数料	インターネット申込可
板類（1束）	200円	×
鏡・姿見（最大辺が90cm以下のもの）	200円	○
かご類	200円	○
かばん類	200円	○
ごみ箱	200円	○
自転車 （タイヤ径が18インチを超えるもの。電気式を除く）	600円	○
電動式自転車 （タイヤ径が18インチを超えるもの。バッテリーを除く）	1,000円	○
シルバーカー	200円	○
すのこ（1畳分）	200円	○
物干しざお	200円	○
物干し（室内用のもの）	200円	○

※備考

1 この表において「最大辺」とは、粗大ごみの最も長い辺のことです。

2 この表は、最大辺が40cm以上のものについて適用します。

3 最大辺が200cmを超える、または重量が60kgを超えるものについては、解体または切断した状態で排出してください。

4 この表に載っている品目であっても、通常の重量、形状等を著しく逸脱する場合は、その重量、形状等を考慮して、市長が定める手数料とします。

5 この表に載っている品目以外の品目の手数料は、その重量、形状等を考慮して、市長が定める手数料とします。